

働き方改革アドバイザー派遣事業業務委託 仕様書

1 事業目的

三重県ではこれまで、人口減少が進む中であっても、地域経済が持続的に発展していけるよう、働く意欲のある全ての方が活躍できる職場環境づくりの一環として、働き方改革の取組を推進してきました。県内において働き方改革が進むことを引き続き後押しするため、県内中小企業等への「働き方改革アドバイザー」派遣による個別企業に応じた取組を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンラインを活用した様々な企業活動などの柔軟な働き方が急速に普及しつつあります。「新しい生活様式」の実践のための取組が進められている今、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを促進する好機であると捉え、働き方改革に関する WEB セミナーや WEB 会議システムを利用した成果共有会の開催を通じ、地域全体において働き方改革がさらに推進されることを目的とします。

※本事業は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（注）として実施します。

（注）三重県地域活性化雇用創造プロジェクトは、地域を牽引し、成長を続ける主要産業分野である自動車、食、観光関連産業において、ICT化にも対応し得る高度産業人材を育成・確保し、現場の効率化や省人化など生産性の向上を図ることで、労働力不足を解消するとともに、質の高い雇用や職場定着に取り組みます。地域活性化雇用創造プロジェクトについての詳細は、別紙の実施要領及び交付要綱をご参照ください。

2 契約期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

3 事業内容

以下の事業を実施するものとする。

（1）「働き方改革アドバイザー」の派遣

派遣要望のあった企業に対し、「働き方改革アドバイザー」を派遣し、企業の課題に応じた効果的な支援を行うことにより、モデル事例を創出するとともに、その取組内容を情報発信することで、地域全体で働き方改革を推進する。

①対象者

以下の要件をすべて満たし、働き方改革アドバイザーの派遣を希望する企業で、派遣企業の決定にあたっては、県と協議のうえ選定すること。

なお、働き方改革アドバイザーの派遣を受ける企業は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト賛助会の会員登録のうえ、臨時会費 10,000 円を支払う必要があります。

（ア）三重県地域活性化雇用創造プロジェクト事業指定対象業種（別表）事業者。

なお、応募多数の場合は、中小企業（※）を優先すること

（※）下表の「資本または出資額」又は「常時雇用する労働者数」のいずれかを満たす企業を指します。

産業分類	資本または出資額	常時雇用する労働者数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(イ) 働き方改革アドバイザー派遣の取組成果を、モデル事例として発信することに協力できる企業

②派遣企業数・回数

派遣企業数は10社以上とし、派遣回数は1社あたり5回程度、延べ50回以上とする。

③派遣場所

原則、「働き方改革アドバイザー」が派遣企業に出向くこととする。

ただし、効果的に実施できる場合や、その他県が認める場合は、WEB会議システムを利用した遠隔での実施も可とする。

④内容（以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること）

(ア) 課題の確認、掘り起こし

派遣企業において、働き方改革の取組を進めるうえでの課題の掘り起こしを図る。これまで働き方改革に取り組んでいる企業においては、これまでの取組内容・成果を確認し、次のステップへ取組を進める上での課題の確認・掘り起こしを図る。

(イ) 推進体制の構築を支援し、課題解決の方策を探る

課題解決に向けては、企業内において、推進キーパーソンを複数設置すること。

その推進キーパーソンとともに、具体的にどのような取組を導入することによって、その企業にあった形で働き方改革が進められるのかを検討する。

(ウ) 具体的な取組の実施の支援とモデル事例の創出

企業が、具体的に取組を進めるにあたって、より効果的に取り組めるよう支援を行い、県内他企業の参考となるモデル事例を創出する。

(エ) 取組の進捗状況を検証し、より効果的な取組につなげる

取組の進捗状況を管理・検証することにより、より効果的な、継続性をもった取組につなげる。

(オ) その他

必要に応じて、働き方改革に関係している関係団体と連携した支援（窓口の紹介など）や企業内研修の開催支援（講師派遣など）を行うことにより、働き方改革の推進等につなげる。

⑤「働き方改革アドバイザー」の要件

派遣する「働き方改革アドバイザー」は、以下の要件を満たす者とする。

なお、要件は、経歴書の提出により確認することとする。

- ・働き方改革の知識があり、過去に働き方改革に関するセミナーや研修等の講師としての実績があること。
- ・働き方改革を推進体制づくりも含めて、アドバイス・支援した実績があること。

(2) 取組成果共有会の開催

アドバイザー派遣による取組成果共有会を開催し、派遣企業から取組内容や進捗状況等を発表させることで、取り組む上での課題やその解決策などを情報共有するとともに、派遣企業の今後の取組に対しアドバイザーが講評・助言等を行う。また、開催方法の1回以上を、WEB会議システムを利用することにより、これまでWEB会議等の導入に抵抗のあった企業に対しても体験の機会を与えるものとする。

働き方改革アドバイザーのコーディネートにより意見交換を行うなど、働き方改革に取り組む企業同士の交流・学び合いの場となるような内容とするものとし、派遣企業等の取組が効果的に進められるよう支援する。

①対象者

派遣企業のほか、働き方改革に取り組む意欲のある企業等

②開催回数

回数は2回以上とし、開催時期は県と協議して決定するものとする。

③開催方法等

アドバイザー派遣企業に WEB 会議システムを体験させるため、最低 1 回は WEB 会議システムを利用した遠隔での実施とすること。開催に必要な機材やシステム環境は受託者の責任により準備するものとする(参加者は無料で参加できるものとする。機材に関しては、参加者がそれぞれ準備するものとする)。

④開催場所(実際に集合して開催する場合)

開催場所は三重県内とし、県と協議して決定する。

⑤規模等

・共有会については、派遣企業が参加するものとして、参加者は 10 人程度とする。

ただし、最終の共有会については、派遣企業のほか、働き方改革に取り組む意欲のある県内企業など広く周知して、参加者を募ること。また、参加者は 20 人程度とする。

⑥内容(以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること)

(ア) 派遣企業が、自社の取組内容や進捗状況等について発表する。取り組む上での課題やその解決策について、参加者間で情報共有するとともに、アドバイザーが、各発表について講評や今後に向けての助言を行うこと。

(イ) 最終の共有会については、アドバイザー派遣の取組成果の振り返りの機会と位置付けること。

(ウ) 意見交換等の方法により、派遣企業及び参加企業が、交流し、学び合う機会を設定すること。

(エ) 参加企業に対し、事業効果を測定するためのアンケート調査を実施すること。

(3) 働き方改革 WEB セミナーの開催

働き方改革の機運を醸成し、取組を県内に広げるため、働き方改革に関する WEB セミナーを開催する。

① 対象者

働き方改革に取り組む意欲のある企業や従業員など

② 開催回数

回数は 1 回以上とし、開催時期は県と協議して決定するものとする。

③ 開催方法

WEB 会議システム等を使ってオンラインでの開催とする。開催に必要な機材やシステム環境は受託者の責任により準備するものとする(参加者は無料で参加できるものとする。機材に関しては、参加者がそれぞれ準備するものとする)。

④規模等

働き方改革に取り組む意欲のある企業や従業員を中心に広く参加者を募る。

参加者規模は 100 人以上とする。なお、複数回開催する場合は、合計で 100 人以上の参加者を募るものとする。

⑤講師

講師による講演を行うものとし、講師は、以下の要件を満たす者を 1 人以上選定し、県と協議の上決定するものとする。

- ・働き方改革に精通し、深い知見を有していること。
- ・働き方改革に関するセミナーや研修等の講師としての実績が多数あること。
- ・自身や自身の所属する組織においても働き方改革を実践しており、その経験を事例として紹介することができること。

(参考) これまでの同様事業における講師の例:

株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長 小室 淑恵 氏

株式会社サイボウズ 代表取締役社長 青野 慶久 氏

⑥内容

セミナーのプログラムは、講師による講演の他、受託事業者において提案し、県と協議の上決定するものとする。なお、以下の内容を網羅すること。

- (ア) 働き方改革に積極的に取り組むモデル事例となる県内企業等の協力を得て、取組事例を紹介し、県内の働き方改革のさらなる取組促進につながる内容とすること。
- (イ) 「新しい生活様式」に対応したアフターコロナの働き方が進められている今が、テレワークをはじめとする多様で柔軟な働き方による働き方改革を実現するチャンスであること、またこの変革が、多様な人材が活躍できる魅力的な職場づくりにつながることを参加者に伝え、働き方改革の取組を啓発する内容とする。
- (ウ) 講師との質疑応答の機会を設けること。WEBセミナーであるが、双方向でのやりとりができること。
- (エ) 参加者に対し、事業効果を測定するためのアンケート調査を実施すること。

⑦その他

セミナー参加希望者に対し、WEBセミナー受講のためのシステム環境等に関する質問に対応する等のフォローを行い、WEBセミナー参加に不慣れな参加希望者でも参加できるようなセミナー運営を行うこと。

(4) 事業の周知・啓発

上記(1)～(3)の事業について、それぞれチラシの作成・配布等により広く周知啓発を行う。

(5) 管理調整業務

- ①業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うこと。
- ②事業の進捗を管理し、上記(1)については、アドバイザー派遣にかかる業務報告書を、県の指示により提出する。
- ③上記(1)のアドバイザー派遣を受けた企業、(2)取組成果共有会の参加企業等及び(3)WEBセミナーの参加企業等を対象に、採用状況について、県において調査を行う(県又は県が委託した事業者から調査票を送付する)が、この調査のフォロー(対象企業の連絡先の作成、未回答企業への回答依頼)を、受託事業者において行うこと。
- ④事業の実施にあたっては、地域活性化雇用創造プロジェクトの実施要領及び交付要綱を遵守すること。

4 委託経費及び支払条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。
- (3) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

5 実績報告書等の提出

本業務が完了した時は、業務の成果をとりまとめた事業実績報告書に所要経費の根拠となる資料を添付し、県に提出すること。事業実績報告書の様式については、県と協議のうえ決定するものとし、その他関係資料の提出を求める場合がある。

6 その他業務実施上の条件

(1) 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

(2) その他関係法令の順守

受託者は、その他関係法令を順守すること。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

①断固として不当介入を拒否すること。

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

③発注所属に報告すること。

④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

9 別表

食料品製造業、情報サービス業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、パ
ルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・
土石製品製造業、その他の製造業、通信業、放送業、情報サービス業、インターネット
附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、電
気業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービ
ス業、各種商品小売業、織物・衣服・身の周り品小売業、その他の小売業、無店舗小売業、
持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サー
ビス業、娯楽業、その他の事業サービス業、輸送用機械器具製造業、繊維工業、家具・装
備品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製
品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用
機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気
機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、技術サービス業、自動車整備業

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 10 条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第 2 項から第 6 項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及

び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。